

令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

番 号	請 願 第 1 5 号	受理年月日	令和3年4月26日
件 名	3月16日の総務企画常任委員会において、委員外議員である永田敦史議員が行った質問の法的正当性の説明を求めると共に、今後の議会運営において、発言部分の議事録からの削除を含む是正を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>常任委員会に付託された請願「自治基本条例審議会・会議録の「刑法違反(公文書改ざん)に関し、当市議会(議長他)に、刑事訴訟法第239条に基づく「刑事告発」義務の実行を求める請願」において、委員外議員である永田敦史議員が請願の紹介議員に対して何度も質問等を行いました。この行為について法的、論理的な正当性が見当たりません。</p> <p>関係法令及び文献上の事例をもとに、問題点を、複数の市議などによる情報提供等も参考にして指摘すると、</p> <p>1 地方自治法第115条2②…普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>そもそも、永田議員は委員会が必要とした参考人ではない。委員会は永田議員からの要望により発言させたのであり、しかも、永田議員は意見を述べたのではなく、請願の紹介議員に時間や回数制限もなく多くの質問をしていた。よって、松本佳栄総務企画常任委員会委員長は法令違反の質問を止めるべきであった。</p> <p>2 安城市議会委員会条例第20条…委員会は、審議又は調査のため市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>永田議員はどの資格にも該当していない。また、説明ではなく多くの質問をしていた。また、永田議員は事前に委員長に要望を伝えており、委員長は委員会の場で委員に諮り発言許可を出したが、それを議長に諮っていない。</p> <p>3 安城市議会会議規則第109条…委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>指摘は上記1と同様である。3月16日の総務企画常任委員会の状況を是とすれば、今後の議会運営に混乱を招くことになるのではないかと。</p>		

4 議員必携(全国町村議会議長会編 第11次改訂版)…委員会が参考人の出頭を求めることを決議した場合は、その旨を議長に通知し、議長は参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

委員会は当日その場で参考人としての出頭を認めたものの、議長には通知しておらず、議長も永田議員に必要な事項を通知していない。

また、永田議員の席は、委員会開始前には、すでに用意され、確か「委員外議員」という表示がされていた。これは内々で話し合い既成事実化したと見なせるだろう。

上記より、委員外議員の永田議員が行った質問はその手続きにおいても、発言内容においても法的、論理的な正当性はないと考えます。

かつてこのような事例がなかったであろう議会において、今回のような例外を認めるということになれば、常任委員会の意義と規則及び慣例等を根底から覆すことになりかねず、今後の議会運営に大きな混乱をもたらすことになるのではないかと危惧しております。

例えば、委員外議員が常任委員会等に付託された議案に「委員会で質問がしたい」と申し出た場合、当然、この前例をもとに議長を含む委員会はそれを認めなければいけなくなる。しかし、それは常任委員会等についての法令や規則等に反し、さらには存在意義等までも否定することに繋がると考えます。

この問題は、いったい安城市議会は何をやっているのかと言わざるを得ない由々しきものと考えます。

それとも、今までの常任委員会等のあり方を根底から覆す大改革を目指しているのでしょうか。

いずれにしても、3月16日の総務企画常任委員会の事件は、議会として誤った対応であり、今後のためにも毅然たる姿勢で、間違いを正しておくべきと考えます。

請願事項

3月16日の永田敦史議員の言動に法的な正当性を示す説明を求めます。

永田議員の発言を議事録から削除するなどして、議会として正常化に向けた対応を急ぐと共に、その経緯及び結果を市民に公表することを請願します。

なお、3月16日の本事件について、間違った対応をしていないとされるなら、委員外議員が、いつでも常任委員会等で質問等ができるように、合法的な規則等を定めていただくことを求めます。

要

旨